

第2回 人権施策推進会議議事録

開催日時 令和8年8月18日(火) 14時から16時40分まで

開催場所 横須賀市消防局庁舎4階 災害対策本部室

出席者

【委員】池田澄子、檜福宏征、小林英俊、多田幸子、早坂公幸
菱沼富士子、吉中季子（敬称略、50音順）

【欠席者】なし

【傍聴者】1名

【事務局】市長室 倉林室長

人権・ダイバーシティ推進課 杉山課長、岩崎係長、左近、桐ヶ谷

委員 7名中 7名が出席

1 開会

- ・市長室長挨拶
- ・事務局職員紹介

2 議題

(1) 関係者からのヒアリング

関係者A

- ・県内自治体の動向を中心に紹介する。
- ・神奈川県内には33の市町村があるが、人権指針を策定しているのは13の自治体である。
- ・直近では大和市や逗子市が指針を策定・改定している。
- ・全国的には「条例」を制定する自治体が増えていて、指針よりも一歩踏み込み、実効性を持たせるために条例化を選ぶ流れが強まっている。
- ・現在では全国で380以上の自治体の人権条例を制定していて、県レベルでは、長崎県が策定中であり、制定されれば26都道県に広がる。特に、関西や九州、そして東京都や栃木県などで動きが活発である。
- ・国（法務省）の動きとしては、2000年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、基本計画が策定されている。
- ・国が挙げる課題より、自治体の掲げる課題のほうが先進的で、現場感覚に比べると国の動きは遅い。自治体は住民に近い立場として、より特性を活かした独自の項目を立てて先行しているのが実情である。

- ・ヘイトスピーチへの対応では、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を許さないという姿勢を、法務省も強く打ち出し始めている。
- ・ハンセン病問題や性的マイノリティ（LGBTQ+）、ヤングケアラーといった課題も、近年の指針改定では欠かせない要素となっている。
- ・近隣自治体の具体例として、横浜市は歴史的背景から「職業差別」や寿町に象徴される「ホームレス（路上生活者）」への人権課題に重きを置いている。5年ごとに大規模な意識調査を行い、その結果を施策に反映させているのも特徴である。
- ・川崎市は、2019年に制定した条例が全国的に注目された。在日コリアンの方々が多く住む地域特性もあり、ヘイトスピーチに対して罰則（50万円以下の罰金）を設けるなど、極めて実効性の高い踏み込んだ内容となっている。これは指針の段階を超えた、強力な法的枠組みである。
- ・相模原市は、津久井やまゆり園での事件を重く受け止め、「障害者に対する不当な差別的言動の解消」を条例の柱に据えている。事件を風化させず、二度と繰り返さないという市の強い決意が反映されている。
- ・藤沢市も非常にユニークである。「人権文化を育む」という理念を掲げ、「ビジネスと人権」という現代的な視点を入れている。企業がどのように人権に関わるべきか、ハラスメント対策をどう行うべきかを明記している。また、「複合差別」という視点も取り込んでいて、一人の人間が「外国人であり、女性であり、かつ障害がある」といった、複数の属性によって生じる複雑な差別の解消も目指している。
- ・藤沢市では、イスラム教徒の墓地建設を巡るヘイトスピーチのような新たな課題にも直面しており、条例制定の検討も進められている。
- ・横須賀市においても、これらの先進事例を参考に、より住民の現実に即した指針への改定を期待する。

委員長

- ・貴重なご報告をありがとうございました。
- ・県内自治体の特性や指針と条例に関してよく理解することができた。
- ・続いて、日本語支援ステーションの活動についてご説明をお願いします。

関係者B

- ・まずは「横須賀市日本語支援ステーション」の概要を説明したい。
- ・横須賀市では、令和5年4月に諏訪幼稚園の跡地を活用して、横須賀市日本語支援ステーションを開設した。
- ・外国につながる児童・生徒の転入が年々増加しており、令和4年度の11名から、直近では90名を超える規模にまで膨らんでいる。

～ 動画により施設の紹介 ～

関係者B

- ・支援に携わる中で見えてきた特徴として、転入してくるこどもの約3分の1が、日本と他国の国籍を持つ「重国籍」である点があげられる。
- ・家庭内で複数の言語や文化が混在しており、家族間でも「当たり前」の感覚が異なっている。こどもたちは常に「自分は何人なのか」というアイデンティティの揺らぎの中にいる。
- ・その他の特徴として「呼び寄せ」のケースもあげられる。保護者が先に横須賀で生活基盤を築き、後からこどもを呼び寄せるケースである。
- ・思春期になってから久しぶりに一緒に暮らす親子も多く、関係の再構築に苦勞する家庭も少なくない。
- ・日本への転入に際して、幼稚園や保育園探しに苦勞することが多いと聞いている。
- ・さらに、小学校入学の複雑な就学手続きで壁に突き当たることが多いことも聞いている。市役所のホームページを見ても、制度について多言語やさしい日本語で説明されていないため理解が難しい。例えば、入学準備金の補助は申請をしないと受け取ることができないが日本語がわからないために手続きも難しいようである。
- ・家庭内で日本語を使用することが少ないこどもたちは、幼稚園等までは周りを見て何とかついていくことができて、小学校に入学すると個別の課題が増え戸惑う場面が多い。「読み書き」の壁に直面することも多い。
- ・自分の気持ちを説明する言葉が見つからず、イライラしたり、周りからからかわれたりして切ない思いをしている子も多い。
- ・学校生活に慣れてきた頃、学校面談で先生から「授業中、日本語の理解が難しい場面があり、戸惑っているようです。」と言われ、ショックを受ける保護者もいる。「学校に行けば日本語は自然に身に付く」と思っていた保護者も多いようである。
- ・逆に日本語が上達しすぎると、今度は家族間での母語での会話が難しくなるという課題を抱える家庭もある。
- ・日本語の習得としては、会話の言葉は2年くらいで身に付くが、勉強に使う言葉は7年くらいで体系的に学んでいくものだと言われている。なかなか学習への努力や成果が成績に結び付かず、自分はできないと自己否定につながってしまうこともある。
- ・友達を作ることが大変ということもよく聞く。違いに対する抵抗感を持つ子もいるため、自身も周りの反応に敏感になってしまっている。緊張状態が続いて疲れてしまい、友達と関わることを避けてしまうという状況もあるようである。

- ・「呼び寄せ」で途中から編入した中学生は、生活を支えるために夜遅くまで働く保護者を気遣い、孤独を深めていることもある。母国ではできていた勉強が、日本では成績に十分に反映されず、自分を「バカになってしまった」と自責したり、外国につながりがあることを隠して目立たないように過ごしたりする子もいる。
- ・保護者は在留資格のこともあって仕事を休めないケースもあり、面談に出席できない、日本語を学ぶことができない、学校の状況がわからないといった状況になってしまっていると考えられる。
- ・高校進学についても、日本の入試制度がわからず、相談する相手を見つけることが難しい。神奈川県内の公立高校には「在県枠（在県外国人特別募集）」があるが、残念ながら横須賀市内には対象校がない。そのため、進学の実選択肢が非常に限られ、将来に不安を抱えて「母国へ帰りたい」と漏らす子もいる。
- ・最近では SNS 上の排外主義的な書き込みを気にするこどもや保護者も増えている。自分と同じ国籍の人や外国につながる人へのバッシングに心を痛め、学校でいじめられないか常に緊張状態で過ごしている。
- ・もちろんクラスメイトや先生に支えられて楽しく過ごしている子もたくさんいる。
- ・外国につながるこどもや保護者に対する切れ目のない包括的な支援が求められているということを伝えたい。

委員長

- ・ありがとうございました。
- ・現場の切実な課題が浮き彫りになった。
- ・これからの指針改定にしっかりと反映させていきたい。
- ・ここで委員の皆さまからご質問やご感想などあれば伺いたい。

委員

- ・「条例」と「指針」について、違いを簡単に教えていただきたい。

関係者 A

- ・「条例」は地方自治法に基づいて定められていて、自治体における法律のようなものである。議会で議論し、制定するプロセスを経て成立する。
- ・「指針」は市役所内部で検討し、その後に議会で承認を得る形をとる。守らなくても罰則はなく、努力目標に近いものとなる。
- ・川崎市や相模原市のように、指針から始めて実効性を高めるために条例化へ発展させるケースも増えている。

委員

- ・入管法が改正されたが、在留資格の変化について何か現場で見えていることはあるか。

関係者B

- ・保護者の在留資格の更新が厳しくなっていると聞くことがある。
- ・その結果、帰国を余儀なくされた児童・生徒が出てきている。
- ・先日お話しした保護者は、「これから永住権を取って横須賀でずっと暮らそう」と考えていた矢先に法改正があり、「先行きが見えず不安だ」とおっしゃっていた。表向きは笑っていても、心の中を想像すると、どれほどつらいかと思う。

委員

- ・入管法改正で事業主の資本金要件や、滞在年数の基準が格段に厳しくなっている。共生というより排除の側面が強まっているように感じている。
- ・こどもたちは相当な不安を抱えているのではないだろうか。
- ・県内の自治体でも外国につながる方が増えている。
- ・彼らが将来に不安を感じている中、行政としてどう対応できるかが問われている。秋以降、さらに状況が厳しくなるであろうことから、窓口の多言語対応や相談体制の構築は急務であると思う。

関係者B

- ・「やさしい日本語」の活用はすぐに始められる重要な一歩だと思っている。
- ・日本語支援ステーションのチラシも、今年度から「やさしい日本語版」に変えた。どこまで平易にするかの難しさはあるが、少しずつ取り組むことで大事な情報が伝わると信じている。
- ・保護者の雇用が安定すれば家庭に安心が生まれ、こどもたちの生活も安定していくと思う。母国での高学歴やキャリアがあつたりする方が、日本に来て全く違う仕事に就き、経験を活かせていない現状は非常にもどかしい。

委員

- ・横須賀市内ではどの地域に外国籍のこどもが多いのか。
- ・保護者の職種などに特徴はあるのか。

関係者B

- ・横須賀の特徴として、英語圏の方は基地内で働いているケースもある。
- ・保護者の職業を聞く機会は少ないが、市内の中華料理店やインド・ネパール料理店で働いている方もいらっしゃる。
- ・居住地が横須賀で、勤務地は東京や横浜という方もいらっしゃる。
- ・在学は添付資料のとおりとなっている。

委員長

- ・生活にお困りの方がいる場合に、福祉の部門などにつなげるなどの対応をされているのか。

関係者B

- ・さまざまな相談を受けることがある。
- ・学校内でのことであれば、学校に加え、支援教育課のスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーにつなげることもあるし、生活面に関することであれば県内の団体が行う生活相談や法律相談につなぐなどしてサポートしている。
- ・高校との連携という点でも情報共有の場を持つことを進めている。
- ・キャリア教育の一環として、ロールモデルとの出会いの場として、日本語支援ステーションを利用していた先輩に協力してもらい、話ができる場を作ったりもしている。

委員

- ・日本語支援ステーションの規模やスタッフ体制はどうなっているのか。
- ・言語もいろいろあると思うが、どのような指導をしているのか。

関係者B

- ・施設としては職員室と広いミーティングルームのような体育施設と教室2部屋である。
- ・国際教育コーディネーターとステーションマネージャーとの2名が常駐し、学校や保護者との連絡調整を行っている。
- ・教育委員会では指導主事1名が担当し、さらに日本語指導員や母語支援員を学校へ派遣したり、日本語支援ステーションで初期指導を行ったりしている。

関係者B

- ・日本語で指導しながら、「直接法」で初期指導を行っている。
- ・イラストや実物など、動きを取り入れながら教えている。

委員

- ・これまで身近で接していなかったような内容で、興味深く話を聞くことができた。

関係者B

- ・日本語支援ステーションに通う外国籍の方を近所の方が2週間送り迎えをしてくださったこともあった。こうした市民の理解も必要である。

委員

- ・横須賀には外国の方が多いという印象がある。
- ・日ごろの仕事でも外国籍の方の離婚に関係することがあるが、それにより影響を受ける子どもがいることをあらためて考えさせられた。
- ・市民としてできることがわかれば、ぜひ協力したいと思った。

関係者A

- ・最後に補足の説明をさせていただきたい。
- ・現在、「部落差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「障害者差別解消法」の3法が施行されていて、これらに基づく施策を市の中で具体化してほしいと思う。
- ・「部落差別解消推進法」では、行政用語として従来の「同和問題」という言葉から、法に即した「部落差別」という言葉へ具体的に言い換えられている現状がある。そのような実情があることも補足として付け加えたい。
- ・ハラスメントについての記載もしてほしいと思う。他自治体では首長によるハラスメントがあったり、条例施行により対応を示している自治体もある。
- ・指針も大事であるが、より強制力のある「人権尊重条例」の制定をぜひ検討していただきたい。

委員長

- ・神奈川県内でヘイトスピーチが行われているところを見たことがある。現場では、聞くに堪えない、なぜそのような発言ができるのだろう。という内容であった。
- ・今回の話を聞き、こどもの頃の人権教育が非常に大切だと感じた。
- ・本日は貴重なお話をいただきありがとうございました。

(2) 横須賀市人権施策推進指針の改定について

◎ 第1回会議でのご意見への対応状況について【資料1】

～ 事務局から資料に基づき説明 ～

委員長

- ・「生活保護受給者」という言葉について、「生活保護利用者」とするなど、制度内容なども含めて、関係課に確認をしながら、当事者に配慮した表現となるよう検討をしたほうがよい。

事務局

- ・ご意見の部分について、関係課に確認していきたい。

◎ 児童・生徒への人権教育の現状について【資料2】

～ 事務局から資料に基づき説明 ～

委員

- ・「人権尊重精神の涵養」という言葉がある。「涵養（かんよう）」とは、水が土に染み込むように、徐々に養い育てるという意味だが、小中学校で習う漢字ではない。

- ・もう少しわかりやすい言葉、例えば「人権を尊重する心を育てる」といった表現にする方が、現場や市民に伝わりやすいのではないかと。

事務局

- ・今回の資料は教育振興基本計画からの抜粋であり、教職員向けという側面もある。
- ・指針に用いる場合は、より平易で親しみやすい表現を検討したい。

◎ 第3章人権施策推進の基本的な方向について【資料3】

① 施策共通の基本的な方向

～ 事務局から資料に基づき説明 ～

委員

- ・学齢期や発達段階に応じたカリキュラムとして組織的に取り組む姿勢は非常に評価できる。
- ・教職員がまず正しく理解し、そこから子どもや保護者、地域へ広げていく「共に生きる社会」の実現という目標も、指針に明記することで実効性が高まると考える。
- ・啓発活動については、市長の姿勢が極めて重要である。特にヘイトスピーチのような事象に対しては、早い段階で毅然とした声明を発信できる体制を整えるべきである。行政の第一声が、その後の啓発活動の説得力を左右すると感じる。

委員

- ・(6) すべての人の人権の尊重について、「違いを学びに、力に変える」とあるが、「学び」と「に」の間に読点を入れるか、あるいは助詞を整えることで、よりスムーズな日本語になるのではないかと。
- ・「障害」という表現も、文脈によっては「障害の有無に関わらず」などとした方が、趣旨が明確になる場合がある。

事務局

- ・内容を精査し、より適切な用語に修正したい。

② 男女共同参画（ジェンダー平等）

～ 事務局から資料に基づき説明 ～

- ・委員から特に意見等はなかった。

③ こども

～ 事務局から資料に基づき説明 ～

委員長

- ・「こども」という表記については、横須賀市の全ての計画や条例で統一されているのか。

事務局

- ・制定済みの条例などは漢字のまま残るものもあるが、新規の計画などは改定のタイミングで、順次ひらがな表記へと移行している。

委員長

- ・国においても、まだ表記にばらつきがあるようである。

④ 高齢者

～ 事務局から資料に基づき説明 ～

委員

- ・在宅生活の継続支援について、訪問診療や介助ヘルパーのことを想定した内容であるのか。

事務局

- ・詳しい内容については、担当課に確認のうえ回答させていただきたい。

委員

- ・（７）認知症当事者と家族への支援について、「誰もが日ごろから役割を居場所を持ち」となっているが、文章がおかしいようであるので修正したほうがよい。

事務局

- ・担当課とも調整のうえ、より適切な文章に修正したい。

委員

- ・（６）認知症に対する理解の促進について、「新しい認知症観」とはそのような考え方があるのか。

事務局

- ・詳しい内容については、担当課に確認のうえ回答させていただきたい。

委員

- ・（７）認知症当事者と家族への支援について、「適切な支援につながることでできる姿を目指します」となっているが、「体制を目指します。」という言葉の方があっているように感じる。

事務局

- ・担当課とも調整のうえ、より適切な文章に修正したい。

⑤ 障害者

～ 事務局から資料に基づき説明 ～

委員

- ・(8) 安全・安心な生活環境の整備について、災害時の内容を追記したことは良いことだと考える。

委員長

- ・元号と西暦の書き方の考え方はどうか。ばらつきがあって統一されていないようである。

事務局

- ・元号と西暦の併記で統一したいと考えていた。修正の漏れていた部分があるようなので修正していきたい。

⑥ 同和問題

～ 事務局から資料に基づき説明 ～

委員

- ・2 これまでの施策の中で、新しい内容を追記したことにあわせて、「また、人権教育・啓発の取組みにより、心理的差別についてもその解消に努めています」という文章が重複してしまっている。

事務局

- ・適切な内容になるよう文章を修正したい。

⑦ 外国につながる人々の人権

～ 事務局から資料に基づき説明 ～

委員

- ・「外国籍住民」とあるが、後のページでは「外国人」や「外国籍」といった言葉が混在している。インバウンドではなく居住者にフォーカスしているので、「外国籍住民」という表現で統一してはどうか。

事務局

- ・住民登録では「外国籍住民」という表記が正しいかと考える。
- ・内容を精査し、より適切な用語に修正したい。

⑧ 患者等

～ 事務局から資料に基づき説明 ～

委員

- ・これまでの施策について、「推進します。」となっているが、項目としては「推進しています。」とする方が正しいのではないか。

事務局

- ・内容を精査し、より適切な文章に修正したい。

委員

- ・課題について、「支配・服従関係でも、一方通行的な関係でもなく、平等な人間関係」という説明が添えられているが、「平等な人間関係に基づき」というシンプルな表現でも十分ではないか。
- ・この内容であると、誤解を生じるように感じる。

事務局

- ・担当課の意見も聞きつつ、過剰な表現になっていないか確認したい。

⑨ インターネット上の人権課題

～ 事務局から資料に基づき説明 ～

委員

- ・「削除要請を行います」と断定的な表現になっているが、行政としてどこまで実施できるものなのか。

委員

- ・以前参加した勉強会では、実際に弁護士を通じる必要があるなどハードルが高いことを聞いた。

委員

- ・川崎市では、裁判所を通さずにプロバイダに削除要請をして、削除につながっていると聞いている。

事務局

- ・現在、横須賀市でもインターネットのモニタリングを行っており、プロバイダへの削除要請や神奈川人権センターと連携して削除要請を行うなどしている。

委員

- ・神奈川人権センターでは、県の委託を受けてモニタリングを実施している。
- ・結果を県に報告し、内容によっては法務局に削除要請を行うなどもしている。
- ・生成AIを用いたヘイトスピーチの拡散などが問題となっている。藤沢市のモスク建設では、ヘイト活動の動画を主催者が事実と異なる内容で作成してネットに流し、世界に拡散されてしまっている現状がある。
- ・外国につながる子どもたちの心が傷つかないように、ヘイトスピーチやネットによる拡散に対する対策が必要である。

⑩ 性的マイノリティ（LGBTQ+）

～ 事務局から資料に基づき説明 ～

委員長

- ・LGBTQ+については、言葉が広まってきているものと思うが、あらためて用語説明は行う予定があるのか。

事務局

- ・冊子の中に「用語解説」や「コラム」を設けて説明をしていきたいと考えている。

委員

- ・3課題について、「レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルのように婚姻を前提とした社会環境での生きづらさを感じたり」とあるが、シングルの人も同じような悩みを持っているかもしれない。

委員長

- ・固定化した考え方という意味であるかと思うが、文章の検討が必要かもしれない。

委員

- ・「トランスジェンダーのように男女二分論を前提とした社会環境での生きづらさを感じたり、」についても、同様に修正の必要があるかと思う。

事務局

- ・内容を精査し、より適切な文章に修正したい。

委員長

- ・パートナーシップ宣誓制度を追記していただけたことは良かったと思う。

⑪ 自殺をめぐる問題

～ 事務局から資料に基づき説明 ～

- ・委員から特に意見等はなかった。

⑫ 犯罪被害者およびその家族の人権インターネット上の人権課題

～ 事務局から資料に基づき説明 ～

- ・委員から特に意見等はなかった。

⑬ 災害に伴う人権課題

～ 事務局から資料に基づき説明 ～

委員

- ・これまでよりもわかりやすくなって良くなったと思う。

⑭ 職場における人権課題

～ 事務局から資料に基づき説明 ～

委員

- ・職場の人権課題について、現指針の冊子の中に用語解説として「パワーハラスメント」の定義があるが、「職務上の地位や人間関係を利用した」という点に加え、身体的・精神的な苦痛を与えるといった、より現代的で一般的な定義に近づけるべきではないか。

事務局

- ・時代に合わせて用語の再検討を行っていききたい。

委員長

- ・ここには記載が無いが、障害者に対する労働支援施策についても追記していったほうがよいのではとないかと思う。

事務局

- ・障害者施策に関連する担当課に確認をして、事業があるようであれば追記していききたい。

⑮ 刑を終えて出所した人等やその家族の人権

～ 事務局から資料に基づき説明 ～

- ・委員から特に意見等はなかった。

⑯ 路上生活者（ホームレス）・生活困窮者・生活保護受給者の人権

～ 事務局から資料に基づき説明 ～

委員長

- ・生活保護受給者という表現を生活保護利用者という表現に修正することについて、検討していただければと思う。

委員

- ・「就労、家計などの課題を抱える」とあるが、「家計などに」とするほうがよいのではないか。

委員

- ・「家計などに」とであると、課題がその中だけに見える。
- ・「就労、家計などの課題を抱える」とであると、家計などのほかにも課題がいっぱいあるように感じる。これは「の」でよいのではないかと思う。

事務局

- ・「就労、家計など、さまざまな課題を抱える」とすると、わかりやすくなるかと考える。

⑰ 就労支援を必要とする人の人権

～ 事務局から資料に基づき説明 ～

- ・委員から特に意見等はなかった。

⑱ 婚外子の人権

～ 事務局から資料に基づき説明 ～

- ・委員から特に意見等はなかった。

⑲ 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題

～ 事務局から資料に基づき説明 ～

委員

- ・「拉致の可能性が否定できない事案があることも指摘されています。」とあるが、この指摘という表現で問題ないものなのかを確認したい。

事務局

- ・内閣府のホームページから引用している言葉となっていて問題ないものと考えている。

⑳ アイヌ民族の人権

～ 事務局から資料に基づき説明 ～

- ・委員から特に意見等はなかった。

3 その他

事務局

- ・本日の会議の中で発言しきれなかったご意見等については、別途送付する書面により事務局にご意見をいただきたい。
- ・今回提示した改定案について、誤字や脱字などの多少の修正をさせていただく場合があることをご了承いただきたい。

4 閉会